

秋田県告示第205号

栗駒国定公園に関する公園事業の一部を廃止したので、自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第5項の規定において準用する同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公告する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

(栗駒国定公園)

事業の種類	事業地	施設の規模
野営場	湯沢市秋の宮（矢地の沢）	区域面積 23,000㎡、道路延長630m、便所3か所、洗場3か所